第5章 校務の情報化の推進

第1節 校務の情報化の目的

教員勤務実態調査で明らかになった教師の長時間勤務の状況を踏まえ、教師が自らの人間性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになるよう学校における働き方改革に関する議論が中央教育審議会でなされ、平成31年1月、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」1が取りまとめられたところである。

その中でも、勤務時間管理や業務改善・効率化への支援として、統合型校務支援システムの導入の必要性が盛り込まれているとおり、校務の情報化の目的は、効率的な校務処理による業務時間の削減、ならびに教育活動の質を向上させることにある。

校務が効率的に遂行できるようになることで、教職員が児童生徒の指導に対してより多くの時間を割くことが可能となる。また、児童生徒の出欠・身体・成績・学習履歴等、様々な情報の分析や共有により、今まで以上に細部まで目が行き届いた学習指導や生徒指導などの教育活動が実現できる。さらに、教師間における指導計画、指導案、指導事例等の情報共有により、教師間のコミュニケーションを増加させたり、学校ウェブサイトやメールなどによる情報発信により、家庭・地域からの理解・協力を促進させたりすることができる。

このように校務の情報化は、学校における校務の負担軽減を図り、よりよい教育を実現させるためのものである。

第2節 統合型校務支援システムの導入

学校における校務の負担軽減を図り、教師の長時間勤務を解消する有効な解決策として、統合型校務支援システムの導入があげられる。

統合型校務支援システムとは、「教務系(成績処理、出欠管理、時数管理等)・保健系(健康診断票、保健室来室管理等)、学籍系(指導要録等)、学校事務系などを統合した機能を有しているシステム」を指し、成績処理などだけでなく、グループウェアの活用による情報共有も含め、広く「校務」と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装したシステムである。

統合型校務支援システムを導入することで、それまで「手書き」「手作業」で行っていた業務をシステムを活用して行うことができるようになり、業務の効率化・負担軽減を図ることができる。また、学校や学級経営に必要な情報や児童生徒についての情報を一元管理し、共有することが可能となり、結果として教師が児童生徒と向き合うことができる時間を確保し、「教育の質的向上」につなげることができる。

¹ https://www.mext.go.jp/component/b menu/shingi/toushin/ icsFiles/afieldfile/2019/03/08/1412993 1 1.pdf

項目	効 果
データ連携による	・通知表や指導要録は出欠席情報や成績情報が自動的に転記される
業務時間の短縮	等,これまで行っていた転記作業は不要になる。
	・一度入力すれば基本的な情報は自動的に引き継がれるので、進
	級・転学や転出入等,再度同じ情報を入力する必要がなくなる。
正確な集計作業	・自動的に計算・転記されるので、計算ミス・転記ミスがない。
	・正確性が向上し、精神的な負担も軽減される。
全教職員での児童	・クラブ活動や委員会活動等,学級担任以外が関わる活動の記録等
生徒情報の共有	を残し、共有することができる。
	・情報量が増え、多様な視点で一人一人の児童生徒を見守ることが
	でき、その内容を指導や所見で活用できる。
各種資料の共有	・グループウェア等を活用することで、資料の共有ができる。
	・前年度のデータや他の教員が作成したデータを基に、学級の実態
	や授業の進み具合に合わせて編集し、利用できる。(※セキュリ
	ティの観点から児童生徒や教職員情報・資料の共有方法には注意
	が必要。)

表 5-1 統合型校務支援システム導入の効果 業務負担の軽減と効率化(例)

第3節 校務の情報化の進め方

1. 都道府県単位での共同調達・共同利用

「平成 29 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によると、平成 30 年 3 月 1 日現在で、統合型校務支援システムの整備率は 52.5%にとどまっている。一方で未導入の自治体の多くが導入の必要性を感じており、統合型校務支援システムの導入をしたいが実施できていないという状況にある。市区町村における統合型校務支援システムの導入が進まない理由としては、「導入したいが予算が確保できない」、「導入したいが調達できるだけの事務体制がない」と大きく2つの理由が挙げられる。これらの課題解決に対しては、統合型校務支援システムを複数の自治体で共同して調達・利用(共同調達・共同利用)が有効である。共同調達・共同利用によって、各自治体にかかる導入コストの負担を軽減するとともに、市区町村の教育委員会だけでは不足している人材やシステム調達に関するノウハウを相互に補うことが可能となる。特に、統合型校務支援システムにおいては、都道府県が中心となって共同調達・共同利用を推進することで、調達の事務体制を整えられない小規模の市区町村でも統合型校務支援システムを導入することができるようになるだけでなく、都道府県下の広域の市区町村で統合型校務支援システムを共同利用することによるメリットが大きいことから、都道府県による推進が期待される。

1. コスト削減効果	
複数の自治体で費用	・複数の自治体が一つのシステムを調達することにより、ハード
を負担することによ	ウェア、ソフトウェア等の費用及びそれらの導入にかかる作業
る効果(割り勘効果)	費用が削減できる。
	・複数の自治体が一つのシステムを利用することにより、運用・
	保守,維持管理等にかかる作業費用が削減できる。
トータルコストの抑	・システムの改修が必要になった場合でも、個々のシステムに改
制	修を加えるのではなく,共同で利用している一つのシステムを
	改修すればすむため、トータルコストを抑えることができる。
	・共同運営をしていくことにより、システム利用自治体において
	それぞれにシステム担当者を配置する必要がないため,管理に
	かかる負担を軽減できる。
2. 引き継ぎ及び情報の共有による負担軽減効果	
異動教員の負担軽減	・教員は基本的に都道府県または政令市で採用されるため、教員
	が異動した際にも同じシステムを使用でき,一から業務を覚え
	る必要がなくなり、引継ぎに係る教員の負担が軽減される。
	・児童生徒に関する情報がシステムに蓄積されているため,異動
	後に、児童生徒の指導に必要となる情報を把握しやすくなる。
転校先・進学先への	・都道府県内で同じシステムを利用し、児童生徒のデータを管理
児童生徒情報の共有	することができれば、児童生徒が転校・進学した際に転校・進
2	学先の学校にデータを受け渡すことが容易となる。
	・児童生徒が進学する際、児童生徒の情報を引き継ぐことで、成
	長の情報を記録・管理することが容易となる。
教育委員会と学校と	・都道府県内で同じシステムを利用することで,都道府県と域内
の情報の共有	の市区町村の学校で管理される情報が統一され、都道府県教育
	委員会,市区町村教育委員会,学校の間の情報の受渡しが容易
	となる。情報共有にかかる事務処理負担が軽減される。
	・教育委員会では、情報把握が容易となり、教育政策の効果等を
	よりきめ細かく収集・分析することが可能となる。
事務手続きの負担軽	・特に市区町村においては、共同して調達を行うことで導入に係
減	る選定・事務手続きの負担軽減が可能となる。

表 5-2 共同調達・共同利用による主な効果

_

² なお、統合型校務支援システムを用いた情報共有のほか、各大学の入学者選抜において卒業認定・学位授与の方針・教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針に基づいて「学力の3要素」を多面的・総合的に評価するために活用すること、及び高等学校教育、大学教育の質の確保・向上に向けた取組みに活用されることを目的として、高大接続ポータルサイト「JAPAN e-Portfolio」(https://jep.jp/)が、文部科学省の許可を受けた団体により運営されている。当該サイトが提供するサービスを活用し、高校生活における学校の授業、行事及び部活動、並びに取得した資格・検定及び学校以外での活動成果を記録することにより、これら「学びのデータ」を、生徒の今後の学びにつなげていくための振り返り、教員間における情報共有及び「JAPAN e-Portfolio」に参画している個別大学の入学者選抜に利用することができる。

2. 導入に向けた留意事項

(1)運用ルールの見直し

学校における校務の負担軽減を図り、教育の質的向上につなげるためには、統合型 校務支援システムの導入と合わせて運用ルールを見直すことが不可欠である。統合型 校務支援システムの導入そのものが目的となってしまわないよう、例えば、グループ ウェアを活用し教職員間の情報共有を行うことと合わせて朝の打合せをなくすことに より、児童生徒とふれあう時間を確保するなど、効果的な運用ルールを策定すること が必要である。

(2) カスタマイズ

共同調達・共同利用を行った場合であっても、個々の自治体の要望に応じて統合型 校務支援システムの機能や帳票のカスタマイズを行ってしまうと、自治体間で使用す る機能や帳票が異なるため、共同調達・共同利用のメリットが十分に得られなくなる 点に注意が必要である。

統合型校務支援システムの機能を現在の業務に合わせてカスタマイズするのではなく、導入したシステムに合わせて業務を変えていくことが運用において重要である。また、コスト面においても、割り勘効果(第3節1.参照)は「同じものを皆で購入する」ことで生まれるため、個々の自治体で利用する機能や帳票のカスタマイズをしてしまうと、十分な割り勘効果を得ることが難しくなることに注意が必要である。

(3) セキュリティ・個人情報保護への対応

統合型校務支援システムの導入に際しては、学校における情報セキュリティポリシーを基に、ネットワークやサーバ、各学校等におけるセキュリティの確保・維持管理について、物理的・人的・技術的・運用の観点から対応を検討する必要がある。

また、県及び各市区町村の個人情報保護条例の策定・改定などが必要になる場合がある。例えば、多くの市区町村の個人情報保護条例の中でオンライン結合(クラウドサービスの利用等)を制限・禁止する条文が記載されており、制限解除のためには各市区町村のルールに従い、個人情報保護審議会を開いて合議する、条例を改正するなどの手続きを行う必要がある。複数の市区町村で対応が必要な場合には、県や協議会が中心となって情報発信・共有を行うことが大切である。

なお、統合型校務支援システムの導入等については、文部科学省において「統合型校務支援システムの手引き」(平成30年3月)³を作成・公開しているほか、平成30年度、31年度において「統合型校務支援システム導入実証研究事業」で共同調達・運用に関する実証研究を行っており、そのノウハウの整理⁴を進めているところである。統合型校務支援システムの効果や共同調達・運用のポイント等、詳細な内容については、そちらを参照されたい。

³ https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/zyouhou/detail/1408684.htm

⁴ https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/zyouhou/detail/1404427.htm

第4節 特別支援教育における校務の情報化

特別支援教育においては、日頃より、個々の児童生徒に応じた個別の教材を作成したり、学習の様子を記録したりする必要があるので、それらを教師間で有効に共有できるようなシステムを構築し、効率的・効果的に指導できる体制をつくることが肝要である。また、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用に当たっては、クラウドを用いた情報共有やファイル管理が重要であり、これまでの指導の状況を継時的に記録・保存し、活用する観点からも、統合型校務支援システムにおける作成が特に有効である。また、幼稚園・小・中・高等学校や特別支援学校と関係機関との連携においては、通常の学級と通級指導教室などが十分に連絡を取り合い、目的や支援方策について共通理解を持ち、役割を分担することや、特別支援学校のセンター的機能を活用することなど、学校と関係機関との密接な連携が求められている。

この際、その基盤として、関係機関との連携を図るためのネットワークの構築も求められるところであり、個人情報の保護や情報セキュリティの問題にも留意しながら、教育、福祉、医療の関係機関等が安全に連携できる地域ネットワークを構築することも重要である。また、現在導入が進む都道府県単位の統合型校務支援システムにおいて作成・活用を行うことで、市町村や校種を超えた共有が容易になることも考えられる。

しかしながら、現状では、統合型校務支援システムにおいて、個別の教育支援計画や個別の指導計画などの特別支援教育関係の書式の作成が行えないものがあったり、通級指導における対象児童生徒の情報を容易に閲覧できなかったりするなどの課題が散見され、特に小中学校の情報化において、特別支援教育分野の校務の情報化が取り残される恐れが生じている。このような状況に陥らないよう、特に、都道府県単位の統合型校務支援システムの導入を検討する自治体において、特別支援教育に関する機能を積極的に盛り込んでいくことが期待されるほか、文部科学省において、統合型校務支援システムに特別支援教育にかかる機能が装備されるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の参考様式を示すなど、環境を整備していく必要がある。